

2 川監公第 1 3 号
令和 2 年 7 月 2 7 日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和 2 年 5 月 2 9 日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 5 項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子

(別紙)

2川監第319号

令和2年7月27日

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 川口 洋一 様

同 篠原 義仁 様

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

川崎市職員措置請求について（通知）

令和2年5月29日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 監査委員の除斥

本件措置請求において、嶋崎嘉夫監査委員及び沼沢和明監査委員については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

第2 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1、別紙2及び別紙3（事実証明書は添付省略）のとおり、市が青木功雄議員、三宅隆介議員、みらい川崎市議会議員団会派、野田雅之議員に対する違法な支出に充てられた政務活動費の返還請求権を行使することを川崎市長に対し勧告することを求めている。

2 請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和2年5月29日付でこれを受理し、監査対象局を議会局とした。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

監査実施に当たり、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年6月12日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人の陳述の際、同条第8項の規定に基づき、議会局の職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙4のとおりである。

2 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、令和2年6月29日に、本件措置請求に係る事実関係の確認のための関係人調査を行った。

関係人調査の対象は、青木功雄議員、三宅隆介議員、みらい川崎市議会議員団会派、野田雅之議員とした。

3 監査対象事項

本件政務活動費支出に関して、市長に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

第4 監査の結果

1 前提事実の確認等

関係各資料の調査の結果、次のような前提事実を確認した。

(1) 政務活動費について

ア 概要

政務活動費は、法第100条第14項から第16項までを根拠とするもので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成13年条例第11号。以下「条例」という。）及び川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成13年規則第16号。以下「規則」という。）に基づき、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として交付される。会派及び議会の調査研究その他を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、川崎市議会が作成した「政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）」によると、その使途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められているとされている。

指針によると、政務活動費の運用の基本的指針として、次の4点があげられている。

(ア) 政務活動について

普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約の締結並びに財産の取得及び処分等について議決権を有する。

さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている。こうした中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付するものである。

(イ) 実費弁償の原則

政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則とする。

(ウ) 按分による支出

会派及び議員による、「調査研究その他の活動」（政務活動）と、それ以外の「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」などが渾然一体となつて行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかで無い場合は、全額を政務活動費によって支出することは不相当であり、他の活動の実績に応じて按分し支出する按分の考え方を導入すべきものとする。

(エ) 執行にあたっての原則

政務活動費の使途については、指針によるほか、会派又は交付対象議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び交付対象議員の責任において適正な執行に努めることとする。

政務活動費が公金であることから、使途内容についての透明性確保が求められているため、会派又は交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票及び活動記録票における説明の充実等に努めることとする。

イ 政務活動費の交付対象と充てることができる経費

政務活動費の交付対象は条例第3条によると会派及び当該会派の議員で、議員1人当たりにおいて①会派に対して450,000円又は②会派・議員に対して、会派50,000円、議員400,000円のいずれかの選択制として、所属議員数に乗じて得た金額が会派に交付される。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第10条別表によると次のとおりとされている。

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等制作費、食糧費、送料、旅費等
4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各	会場借上料、委託料、食糧

	種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6 資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7 人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8 事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9 事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

ウ 交付等の事務手続きの流れ

(ア) 交付申請手続き（条例第5条第1項）

政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び交付対象議員は、年度当初に議長を経由して市長に申請する。

(イ) 交付決定（条例第5条第2項）

市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知する。

(ウ) 支出請求（規則第3条、第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、毎月政務活動費の請求を行う。政務活動費は毎月10日に交付される。

(エ) 政務活動費の活用、整理・調整（条例第9条、指針）

政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。また、交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。政務活動費を活用する際には、支出伝票の作成、領収書等整理（支出伝票に貼付等）、会計帳簿の記帳等を行う。また四半期ごとに支出伝票、領収書等、会計帳簿等の整理・調整を行う。

(オ) 収支報告書等の提出（条例第 11 条、指針）

会派の代表者及び交付対象議員は、交付翌年度の 4 月 30 日までに、交付に係る収入及び支出について議長に報告する。この場合、収支報告書のほか、支出伝票一覧表（写し）、支出伝票（写し）、領収書等（写し）、活動記録票（写し）等を提出する。議長はこれらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出する。

(カ) 剰余金の返還（条例第 12 条、規則第 11 条）

交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行う。

(キ) 議会局による点検・確認作業、閲覧準備等（指針）

議会局は、会派の代表者又は交付対象議員から提出された収支報告書等を閲覧に供するにあたり、記載・押印漏れ、添付書類の不備、費用弁償との重複、按分率等の説明漏れ及び合計額等の確認などの形式的要件の確認を行うとともに、個人情報のマスキングを行う。

(ク) 収支報告書等の閲覧（条例第 15 条、規則第 14 条）

議長は、交付翌年度の 6 月 30 日から収支報告書等を一般の閲覧に供する。

(ケ) 関係帳簿の保管（規則第 9 条、指針）

会派の経理責任者及び交付対象議員は、収支報告書、支出伝票一覧表、支出伝票、領収書等、会計帳簿関係書類、事務所台帳等を収支報告書提出日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保管する。

(2) 各議員による支出について

請求人が対象としている支出は、次のとおりである。

ア 青木功雄議員（以下「青木議員」という。）

平成 30 年度の広報・広聴費として、有限会社倉持印刷社に質疑応答集の簡易版 21,000 部の作成費用 1,041,012 円、株式会社こころざしに質疑応答集のポストイング料 35,000 件分 491,400 円を支出した。

イ 三宅隆介議員（以下「三宅議員」という。）

平成 30 年度の広報・広聴費として、株式会社アクトブレインコーポレーション（以下「A社」という。）に議会報告書（63 号 10,000 部、64 号 10,000 部、65 号 5,000 部、66 号 52,000 部）の作成及び発送等に係る経費合計 3,929,672 円を支出した。

ウ みらい川崎市議会議員団会派

平成 30 年度の事務費及び事務所費として、織田勝久議員（以下「織田議員」という。）の事務所に係る電話料金、事務所・駐車場賃料、火災保険代、上下水道代、ガス代、電気代合計 1,206,922 円を支出した。内訳は以下のとおりである。

項目	件名	支出金額
事務費	事務所電話料金平成 30 年 6 月分	6,720
事務所費	事務所・駐車場賃料平成 30 年 3 月分	145,303
事務所費	事務所・駐車場賃料平成 30 年 5 月分	147,420
事務所費	事務所・駐車場賃料平成 30 年 6 月分	147,722
事務所費	事務所・駐車場賃料平成 30 年 7 月分	147,571
事務所費	事務所・駐車場賃料平成 30 年 8 月分	147,722
事務所費	事務所・駐車場賃料平成 30 年 9 月分	149,234
事務所費	事務所・駐車場賃料平成 30 年 11 月分	148,629
事務所費	事務所・駐車場賃料平成 30 年 12 月分	149,083
事務所費	事務所火災保険料平成 30 年 8 月～平成 31 年 4 月	1,990
事務所費	事務所上下水道代平成 30 年 7 月 5 日～9 月 4 日	2,509
事務所費	事務所ガス代平成 30 年 8 月 18 日～9 月 14 日	731
事務所費	事務所電気代平成 30 年 8 月 15 日～9 月 12 日	12,288
合計		1,206,922

この際、事務所使用時間のうち、政務活動のために使用した時間とそれ以外に使用した時間の割合を算出し、事務費及び事務所費を按分している。その割合は月ごとにみると、平成 30 年 5 月は 97.5%、6 月は 97.7%、7 月は 97.6%、8 月は 97.7%、9 月は 98.7%、11 月は 98.3%、12 月は 98.6%であった。

また、平成 30 年度の広報・広聴費として、日本郵便株式会社におだかつひさ P R E S S 第 46 号の発送に係る経費 6,491 通分として、合計 469,422 円を支出した。

エ 野田雅之議員（以下「野田議員」という。）

平成 30 年度の広報・広聴費として、株式会社北斗（以下「B社」という。）に市政報告紙（2018/5/22 号 5,000 部、2019/2/19 号 5,000 部）の原稿構成・校正・印刷、折りに係る経費合計 1,194,480 円を支出した。

2 監査委員の判断

（1）政務活動費の性格について

法第 100 条第 14 項は、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」としている。また、条例第 2 条は、「会派（所属議員が 1 人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。」としている。

最高裁第二小法廷平成 25 年 1 月 25 日判決では、政務活動費の趣旨について「議会の審議能力を強化し、議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したもの」と判示されており、政務活動費を充てることが許される会派又は議員の調査研究その他の活動に係る経費に該当するためには、当該行為ないし活動が、その客観的な目的や性質に照らし、議員としての活動との間に合理的関連性を有することを要するものと解される。また、最高裁第三小法廷平成 22 年 3 月 23 日判決では、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある」としている。

これらの判例を踏まえると、政務調査費の後身である政務活動費は、法の規定に基づく条例、規則における使途基準や指針を遵守することは当然として、政務活動費をどのように使用するかについては、会派及び議員の自主性が尊重される一方で、政務活動費が市の公金であることから、使途内容について透明性の確保が求められることは、指針に明記されているとおりである。

(2) 本件各支出の違法性について

ア 青木議員

請求人は、質疑応答集の作成・配布は、平成 31 年 4 月執行の川崎市議会議員選挙を踏まえ、議員活動 10 周年を記念した青木議員個人を宣伝する政治的な宣伝活動で、政党活動若しくは後援会活動に当たり、また、政務活動費が任期中の政務活動に資するために支出されるもので、任期外の活動についての支出は認められないことから、当該支出は違法である旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(ア) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって判明した事実は下記のとおりである。

質疑応答集は、平成 29 年度にカラー版をおよそ 3,000 部（本請求の対象外）作成し、平成 29 年度に 14,000 部（本請求の対象外）、30 年度に 21,000 部、配布用としてモノクロ印刷の簡易版を計 35,000 部追加作成し、30 年 9 月頃にポステイングにより、選挙区の市民に配布した。

質疑応答集の標題には「川崎市議会議員青木のりお 質疑応答集 川崎市議会にて 10 年間の質疑応答集」と記載され、その内容は、平成 19 年から平成 28 年までの間、青木議員が川崎市議会で質問した事項を中心に、市の答弁及び平成 29 年度までの改善状況について、青木議員の写真等を用いながらまとめられ、最後に青木議員のプロフィールが掲載されている。

(イ) 判断

請求人は、青木議員の質疑応答集について、川崎市議会議員選挙を踏まえ、議

員活動 10 周年を記念した青木議員個人を宣伝する政治的な宣伝活動で、政党活動若しくは後援会活動にあたる旨主張する。

そこで検討するに、質疑応答集には、川崎市議会選挙に向けた発言や記載箇所はなく、その中心的な内容は、青木議員が当選後 10 年間に市議会で質問した事項に係る市政の現状について改善状況を確認した事項が記載されたものと認められるから、この質疑応答集は、川崎市政に関して青木議員の活動内容を市民に報告・説明したものと見える。

その配布時期が川崎市議会議員選挙の約半年前であり、質疑応答集には青木議員の顔写真や活動写真が相応に使用され、プロフィールが掲載されていることは認められるものの、これらの写真や活動歴の紹介が直ちに青木議員の政党活動や選挙活動等にあたるとは認められない。

その他、青木議員の政務活動に係る広報・広聴費の支出について、違法もしくは不当と認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出が違法であるとの請求人の主張は理由がない。

イ 三宅議員

請求人は、A社が実体の確認できない企業であり、三宅議員の議会報告書（63 号ないし 66 号）の作成・発送等に係る経費が架空の請求である可能性があり、同社への支出が同じ部数の印刷物を他社に依頼した場合に比べて高額であることからしても、本件支出は不透明な支出であり、本件支出自体が違法である旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(ア) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって判明した事実は下記のとおりである。

A社への支出伝票に証拠書類として添付された請求書（以下、「請求書」という。）には、宛名、金額、内訳が手書きで記載され、単価は記載されていないが、振込先として金融機関が印字されているものである。

A社の履歴事項全部事項証明書によれば、請求書とは別住所にA社の法人登記がされており、実在している法人であった。

請求書記載の住所にA社の実店舗や看板等はないが、同所を営業拠点としてA社が間借りしており、請求書記載の電話番号に電話すると、A社の代表取締役の携帯電話に転送され、同所の別法人がA社宛の郵送物の受領を継続的に行い、A社の代表取締役に交付しているとのことであった。

三宅議員の議会報告書（63 号ないし 66 号）は、成果物として現実に作成されており、議会報告書の作成の際は、三宅議員がレポート内容や規模、配布対象をA社の代表取締役に提示することによって単価設定がされ、ポスティングや新聞

折り込みの配布指示等もA社が請け負っているとのことであった。

A社は、印刷業者ではなく広告代理業であり、三宅議員の作成した原稿等を基にして印刷原稿を作成し、デザイン、グラフ、イラスト等の作成等を含めて受注しており、印刷業務は下請けに出しているが、A社において企画、編集、デザインという付加価値を作出しているとのことであった。

(イ) 判断

関係各証拠によれば、請求書の金額や内訳は手書きで記載される一方、単価についての記載がないなど、その体裁は正確性を欠くものであるが、三宅議員がA社に依頼した成果物は全て資料として提出されており、A社が成果物についてのデザイン、グラフ、イラストの作成、印刷の手配、配布等を広範囲に扱っていることからすれば、各成果物の対価として著しく高額であるとは認め難い。

また、請求人は、三宅議員が印刷物の対価の一部をキックバック等として便宜を受けている可能性を指摘するが、本件各証拠を精査しても、三宅議員がそのような依頼をA社もしくはA社の代表取締役に行ったと認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出が違法であるとの請求人の主張は理由がない。

ウ みらい川崎市議会議員団会派

請求人は、織田議員の事務所に関連する費用について、政務活動、後援会活動、政党活動、その他の活動の拠点を兼ねたもので適切に按分すべきであり、また、郵送料について、おだかつひさPRESS46号を発送した封筒に後援会活動に係る書類を同封しており適切に按分すべきである旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(ア) 事務所に係る費用について

請求人は、織田議員の事務所は、客観的にみれば、織田議員の後援会（選挙）事務所、立憲民主党の活動拠点、ボーイスカウトの事務所であり、この事務所で政務活動を行ったとしても、後援会活動、政党活動、その他の活動の拠点を兼ねたものであるから、事務費、事務所費については4つの活動の按分として25%の按分とすべきであり、これを超える部分は違法である旨主張していることから、事務所の活動実態について検討する。

a 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって判明した事実は下記のとおりである。

織田議員によれば、支出伝票に添付された事務所費計算表に自らの手帳の活動記録の記載を基にして事務所の総使用時間と政務活動以外の使用時間を記載しており、事務所における後援会活動は、毎月1，2回程度の割合で役員会を1回2時間程度行っているが、その他の時間は政務活動のために使用してお

り、全体に対する後援会活動の時間割合は、月2～3%の範囲であるとしている。

織田議員の事務所に、政党名が記載されたのぼりを掲示したり、同じ政党の議員のポスターを掲示したりしていたことはあるが、ポスターの掲示は一時的なもので、外観上もごく限定された範囲内であった。

「ボーイスカウト入団申込所」と記載された小さなシールが事務所入口付近に貼付されているが、同団体は川崎市の青少年健全育成団体の一つであり、織田議員が育成副会長という立場で、所属するボーイスカウトの入団等の相談があった場合に責任者に紹介するほか、ボーイスカウトとしての活動は小学校等で行うことが多く、事務所で行われることはないとしている。

b 判断

指針によると、事務所費は、会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費で、事務費、事務所費等について、政務活動とそれ以外の活動が混在する場合には、活動の実績に応じて按分し、政務活動費を支出することとしている。

そこで検討するに、織田議員が同じ政党に所属する議員のポスターを掲示した点については、選挙活動に該当するものといえるが、一時的な使用にとどまり、全体の表示に対する割合もごく限定されたものであったことに照らすと、これをもって、直ちに織田議員が提出した年間の事務所按分率を超える使用をしていたと認めることは困難である。

その他、織田議員の政務活動に係る事務所費用の支出について、違法もしくは不当と認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出のうち、25%の按分額を超える部分は違法であるとの請求人の主張は理由がない。

(イ) 発送に係る費用について

請求人は、おだかつひさPRESS46号の郵送料として政務活動費を支出しているが、これは、織田議員の後援会が主催する「早春のつどい」の案内や参加確認はがき、織田議員の選挙活動を手伝う人員の募集はがきと一緒に発送されており、織田議員の選挙のための後援会活動であるから、広報・広聴費として支出した郵送料については50%の按分とすべきであり、これを超える部分は違法である旨主張していることから、以下、この点について検討する。

a 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって判明した事実は下記のとおりである。

おだかつひさPRESS46号は、織田議員の議会報告が記載されたもので、全体では83,000枚が印刷され、そのうち12,300件が封入封緘され、その全額

が政務活動費として支出されている。本件支出による発送の対象となった封筒は、6,491通であり、その全額が政務活動費として支出されている。

また、織田議員は、後援会用に「早春のつどい案内状」を1,000部、「早春のつどい出欠はがき」を1,000部作成し、「議会報告及び2019年『早春のつどい』ご案内在中」と記載された封筒に封入封緘されたものが614件で、その費用は織田議員の事務所が支出している。

織田議員によれば、おだかつひさPRESS46号は、全体で概ね7,000通を郵送しており、うちおよそ500通を後援会向けとして、「早春のつどい」の案内を含む後援会活動に係る書類を同封して郵送し、後援会向け発送費用の領収書を廃棄したが、残りおよそ一般向けの6,500通の郵送料（区内特別料金6,284通、区外定型207通）は、広報・広聴費として政務活動費により支出したとしている。

請求人が提出した後援会向け資料について、織田議員は、封入封緘業務を委託した業者に発送を急がせたことにより、後援会向けに発送すべき封筒が誤って一般向けの封筒に紛れ込んだことによるものと考えられるとしている。

b 判断

請求人は、おだかつひさPRESS46号を発送した封筒に後援会活動に係る書類が全て同封されているから、その半分を按分すべき旨を主張するが、後援会向けの案内状等は1,000部が作成され、うち614件が封入封緘されていることから、後援会向けの封筒の発送は最大でも614通の範囲内ということになる。

他方、おだかつひさPRESS46号は、全部で83,000枚が印刷され、うち12,300件が一般向けに封入封緘され、これとは別に614件が「早春のつどい案内状」等と共に後援会向けに封入封緘されており、残りがポスティングやビラ等として配布されているため、これらの数量からは、本件支出の対象となった封筒6,491通中の一般向け封筒数と後援会向けの封筒数の割合を算出ないし推定することができず、また、全体で7,000通を郵送しているとする織田議員の説明を否定することもできない。

加えて、本来、後援会向け封筒の発送費用について、その50%が政務活動費に該当するにもかかわらず、その領収書を廃棄したとする点については、織田議員に責めがあるものの、関係各証拠を精査しても、本件支出の中に後援会向け封筒が紛れ込んでいたことを示す的確な証拠は存しない。

仮に、本件支出の対象となった封筒の中に後援会向け封筒が紛れていたとしても、後援会向け封筒を発送した費用の中に一般向け封筒が混入していた可能性もあり、これをもって、直ちに本件支出の一部が違法であると認めることは困難である。

したがって、本件支出の一部が違法であるとする請求人の主張は採用できない。

エ 野田雅之議員

請求人は、B社への支出について、B社の現場において目立った看板等はなく、特別の理由がなければ選定しないような業者であり、その印刷費用も高額であるから、業者選定の経緯と金額に不当性がある旨主張している。

以下、本件支出が不当といえるかについて検討する。

(ア) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって判明した事実は下記のとおりである。

B社は、広告代理業、看板製作、印刷業等を目的としており、請求人提出のB社の写真は、B社の代表取締役の自宅ではなく、作業場所の一部であり、隣地にB社の作業所があるとのことであった。また、B社は、営業方針として得意顧客とその紹介先のみを対象に事業を展開しており、自社の広告を積極的には行っていない業者であるとのことであった。

野田議員は、通常、川崎市議会定例会報告等のチラシを作成する際、B社にたたき台を提出し、B社がデザインや構成、印刷、織り加工、配送を請け負っており、印刷は別会社に下請けさせているものの、B社の専門知識やレイアウトの技術・能力は高く、市議会議員に当選後から継続的にB社に作成を依頼しているとのことであった。

本件支出の対象となった成果物は、全て現物として提出されている。

野田議員によれば、必要以上に印刷すると、残部が廃棄物になってしまうため、自らが配布することが可能である5,000部としており、比較的数量が少ないため、契約額を部数で割った1部当たりの単価が119,448円と高くなっているとのことであった。

(イ) 判断

本件支出について、印刷物を発注した際の見積書には見積内容、単価等が詳しく記載されており、野田議員が手で配る範囲の数量に収めているため、印刷部数が比較的少なく、単価が比較的高くなっているが、B社が受注している作業内容や作業範囲等を考慮すれば、これによって本件支出が不当に高額ではあるとは認められない。

したがって、本件支出が不当であるとの請求人の主張は理由がない。

(3) 結論

以上のとおり、本件各支出について違法若しくは不当と認めることはできないから、請求人の上記主張はいずれも採用できない。

よって、本件措置請求はこれを棄却する。

3 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

政務活動費は、会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、その用途について、会派及び議員は、その用途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

今回の監査において、議会局に提出された収支報告書を確認したが、支出伝票に添付された領収書及びその他証拠書類等から支出の詳細が確認できない事例もあった。

政務活動費については、個々の支出の金額や支出先、活動の目的、内容等全てを詳細に報告することにより、制度の趣旨を損なう可能性がある。他方、政務調査費について、仙台地裁平成 29 年 1 月 31 日判決では、「政務調査費の支出が本件用途基準に合致するか否かについて、支出の過程に関与していない原告の側でその詳細を明らかにすることはしばしば困難を伴うといわざるを得ない。他方で、自ら政務調査費を支出した被告らの側においては、法、本件条例及び本件規則を遵守して政務調査費を支出しているとされる以上、支出が本件用途基準に合致することについて合理的な説明をすることが期待できるといえる。」と判示している。

会派及び交付対象議員においては、引き続き政務活動費が公金であることを認識し、用途内容についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たすことができるよう、支出伝票及び活動記録票における説明の充実等を望むものである。

川崎市職員措置請求書

川崎市監査委員殿

2020（令和2）年5月29日

請求人

住所 〒210-8544

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2

ソシオ砂子ビル7階 川崎合同法律事務所内

電話 044-211-0121

FAX 044-211-0123

氏名 かわさき市民オンブズマン

代表幹事 川口 洋一

同 篠原 義仁

第1 請求の要旨

- 1 青木功雄（青木のりお）に対し政務活動費 153 万 2412 円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。
- 2 三宅隆介に対し政務活動費 392 万 9672 円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。
- 3 みらい川崎市議会議員団会派に対し政務活動費 113 万 3045 円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。
- 4 野田雅之に対し政務活動費 119 万 4480 円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

第2 請求の原因

1 対象となる財務会計行為

(1) 青木功雄（青木のりお）に対するもの

ア 青木功雄（青木のりお）は平成30年度、広報・広聴費として有限会社倉持印刷社に対して質疑応答集の簡易版作成費用 104 万 1012 円を政務活動費から支出した（資料1）。また、株式会社こころざしに対して質疑応答集のポスティング料として 49 万 1400 円を政務活動費から支出した（資料2）。

イ ここでいう、質疑応答集は平成29年度に作成された、青木議員が平成19年度から平成28年度の間に行った川崎市議会での質疑応答を図や写真を多く取り入れビジュアル的にまとめた冊子であり（資料3）、平成30年度に支出されたのはこれのポスティング用の簡易版である。

(2) 三宅隆介に対するもの

三宅隆介は平成30年度、広報・広聴費として、株式会社アクトブレインコーポレーションに対し、平成30年9月27日付、平成30年11月2日付、平成31年3月5日付の請求書（資料4）に基づき合計 392 万 9672 円の政務活動費の支出をしている。

(3) みらい川崎市議会議員団会派に対するもの

ア みらい川崎市議会議員団会派は平成30年度、織田勝久議員の事務所に関連する費用として事

務費と事務所費で下表にある費用合計 120 万 6922 円を政務活動費として支出している(資料 5)。これは事務所費及び関連事務費の合計金額 123 万 4353 円を 90%超で按分した金額であるが、この事務所は、後援会活動、政党活動、その他の活動の拠点を兼ねたものであるため 25%の按分にすべきである。

支出項目		支出額	元の金額
事務所費	事務所電話料金平成 30 年 6 月分	6,720	6,879
事務所費	事務所・駐車場賃料平成 30 年 3 月分	145,303	151,200
事務所費	事務所・駐車場賃料平成 30 年 5 月分	147,420	151,200
事務所費	事務所・駐車場賃料平成 30 年 6 月分	147,722	151,200
事務所費	事務所・駐車場賃料平成 30 年 7 月分	147,571	151,200
事務所費	事務所・駐車場賃料平成 30 年 8 月分	147,722	151,200
事務所費	事務所・駐車場賃料平成 30 年 9 月分	149,234	151,200
事務所費	事務所・駐車場賃料平成 30 年 11 月分	148,629	151,200
事務所費	事務所・駐車場賃料平成 30 年 12 月分	149,083	151,200
事務所費	事務所火災保険料平成 30 年 8 月～平成 31 年 4 月	1,990	2,033
事務所費	事務所上下水道代平成 30 年 7 月 5 日～9 月 4 日	2,509	2,569
事務所費	事務所ガス代平成 30 年 8 月 18 日～9 月 14 日	731	745
事務所費	事務所電気代平成 30 年 8 月 15 日～9 月 12 日	12,288	12,527
合計		1,206,922	1,234,353

イ みらい川崎市議会議員団会派は平成 30 年度、広報・広聴費として、日本郵便株式会社に対し、平成 31 年 2 月 5 日付、平成 31 年 2 月 1 日付で合計 46 万 9422 円の政務活動費の支出をしている(資料 6)が、これは後援会活動を兼ねたものであり、50%の按分とすべきである。

(4) 野田雅之に対するもの

野田雅之は平成 30 年度、広報・広聴費として、株式会社北斗に対し、平成 30 年 7 月 3 日付、平成 31 年 3 月 22 日付で合計 119 万 4480 円の政務活動費の支出をしている(資料 7)。

2 財務会計行為の違法性

(1) 序論

政務活動費は、地方議会の活性化を図ることを目的とする、地方自治法第 100 条 14 項に基づき制定された「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」に基づき、会派及び議員に対し議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、交付されるものである。政務活動費については「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要。」(第 147 回通常国会での衆議院地方行政委員長の提案説明)とされており、「議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。」「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第 2 条抜粋」とされている。

したがって、政務活動費の使用には、強い透明性と適正さが求められる。

(2) 青木功雄(青木のりお)に対するもの

ア 本件質疑応答集の作成費は、広報・広聴費として支出されている。広報・広聴費は会派又は交

先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結し、成果物は会派または議員において保管することになっているが、これは透明性・適正性が必要なことの表れである。実態の確認出来ないような委託先に対する支出は、全く不透明な支出であり、支出自体が違法である。

(4) みらい川崎市議会議員団会派に対するもの

ア みらい川崎市議会議員団会派は平成 30 年度、織田勝久議員の事務所に関連する費用として事務費と事務所費で合計 120 万 6922 円を政務活動費の支出しており、これは元の金額 123 万 4353 円を 90%超で按分した金額である。按分の根拠は、当該事務所の各月ごとの使用時間を記録し、時間による按分としている。しかし、この使用時間は当該使用者以外が確認することは不可能であり、透明性のある基準として十分とは言えず、これだけで調査研究その他の活動に資する部分が明らかとは言えない。政務活動費の運用指針では、「事務所としての実体については、使用実績・看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等諸般の事情を総合的に考慮して判断する。」としており、事務所の使用目的も事務所の外観等を考慮して判断すべきである。

請求者の調査によれば、当該事務所は「おだかつカフェ」と大きく掲げた看板があり(資料 10)、他に「川崎市議会議員おだかつひさ事務所」と書いた看板(資料 11)、「ボーイスカウト入団申込所」との表示(資料 11)、立憲民主党所属の国会議員の名前と写真のポスター(資料 12)、立憲民主党ののぼり旗(資料 13)が事務所を目立たせている。この事務所を客観的にみれば、織田議員の後援会(選挙)事務所、立憲民主党の活動拠点、ボーイスカウトの事務所である。

したがって、織田議員が仮にこの事務所で政務活動を行っていたとしても、この事務所は、後援会活動、政党活動、その他の活動の拠点を兼ねたものであることは明確であり、4つの活動の按分として25%の按分にすべきである。

したがって、みらい会派の支出の内、25%の按分額(30万8588円)を超える分89万8334円は違法な支出である。

イ みらい川崎市議会議員団会派は「おだかつひさPRESS46号」の発送料金として日本郵便株式会社に対し、合計46万9422円の政務活動費の支出をしている。この支出は100%政務活動費の対象とされたものであるが、請求者の調査によると、「おだかつひさPRESS46号」(資料14)は織田議員の後援会が主催する「早春のつどい」の案内(資料15)、「早春のつどい」の参加確認ハガキ(資料16)、織田議員のサポーターと称する織田議員の選挙活動を手伝う人員の募集ハガキ(資料17)と一緒に発送されたものである(資料18)。「おだかつひさPRESS46号」が政務活動の広報に当たるとしても、それ以外の書類は織田議員の選挙のための後援会活動であることは明らかである。政務活動費の運用指針によれば、「専ら政務活動事務にかかわるものや、支出根拠書類を介した政務活動事務に要した実績が明確なものは、その割合で支出する。但し、合理的な区分が困難であり、実績が明確でない場合は【按分の考え方】を参考に判断する。」となっており、この場合も一つの郵便の中で政務活動と後援会活動の合理的な区分は困難であるので按分によって支出すべきである。したがって、これは後援会活動を兼ねたものであり、50%の按分とすべきであり、それを超える部分23万4711円の支出は違法である。

(5) 野田雅之に対するもの

野田雅之は平成30年度、広報・広聴費として、株式会社北斗に対し、平成30年7月3日付、平成31年3月22日付で合計119万4480円の政務活動費の支出をしている。

政務活動費の使用には、強い透明性と適正さが求められ、運用指針でも「作成業務の委託は、委

託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結」することが求められている。したがって、委託先業者の選定に疑義があり、または委託内容が社会常識的に高額であるなどといった場合は、政務活動費としての支出は適当でなく認められない。

今回、野田議員が市政報告紙 5000 部の印刷等を委託した株式会社北斗は、法人の存在は確認できたが業務についての広告などは見つけることができず、現地において目立った看板等なく、郵便受けに社名の表示が認められるだけ（資料 19）で印刷会社として現認、発見するのは困難な業者であった。したがって、特別の理由がなければ通常は選定しないような業者であり、委託先業者選定の透明性に疑義が感じられる。さらに、その契約内容は、市政報告紙の発行数が 1 万部と 7 万 5000 世帯を数える幸区に比して相当少ない数にあることは置いておいたとしても、一部当たり約 120 円は相当高額である。（比較的高額な、青木のりお議員の質疑応答集でも一部 46 円程度（資料 1）、通常の市政報告紙は 20 円を下回る程度の費用と思われる）

以上の点を、総合的に考慮すると野田議員の市政報告紙についての支出は業者の選定の経緯、金額に不当性があり政務活動費として求められる透明性・適正性に反するため、その支出は認められない。

（6）以上、上記各支出は、政務活動費として支出できない支出であり、そのすべてが違法である。

3 川崎市長の怠る事実について

川崎市長は地方自治法第 148 条により、自治体の事務を管理し及びこれを執行することになっており、加えて同法 149 条 6 号では会計を監督し、同 6 号では財産を取得し、管理し、及び処分することが市長の事務となっている。

また、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」第 5 条は市長の交付決定権を定めるとともに、第 13 条は市長に対し「会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定め違反したものであると認めるときは、当該交付の決定の全部または一部を取り消し」と市長の潜在的調査権につき定め、更に第 14 条では交付の決定を取り消した時の返還命令権について定めている。

したがって、市長はその提出された収支報告書が適正であるかどうかについて調査し、問題があれば決定を取り消し返還命令権を行使する責務を有する。

しかし、川崎市長により政務活動費の支出が適正か調査された形跡もない。川崎市長は、政務活動費の支出を適正にする義務を怠り多額の違法支出の存在を放置しており、財産管理を怠る事実の存在は明らかである。

4 請求者

請求者「かわさき市民オンブズマン」は、川崎市や市議会の行政運営に対し、自覚的な市民意識を大切にし、住民自治を発展させ、公正で活力ある社会の実現をめざし 1997 年に結成された市民団体であり、川崎市の行財政運営に対するチェック機能の問題点と今後のあり方について、行政監査、議会等につき市民的チェックの視点から調査、研究し、積極的な提言を行い、川崎市内外各地域に行政監視のネットワークを広めることを主な活動内容とする団体である。

5 地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、以下の添付資料を添え、必要な措置を請求する。

添付資料

資料 1 支出伝票及び証拠書類（青木議員印刷費）

資料 2 支出伝票及び証拠書類（青木議員ポスティング費）

- 資料3 川崎市議会議員青木のりお質疑応答集
- 資料4 請求書3通
- 資料5 支出伝票及び証拠書類（織田議員事務所関係）
- 資料6 支出伝票一覧表及び支出伝票（織田議員広報広聴費）
- 資料7 支出伝票及び証拠書類（野田議員広報広聴費）
- 資料8 登記事項証明書交付申請書
- 資料9 写真（アクトブレインコーポレーション所在地確認）
- 資料10 写真（おだかつカフェ）
- 資料11 写真（おだかつひさ事務所・ボーイスカウト入団申込書）
- 資料12 写真（もりやたかしポスター）
- 資料13 写真（立憲民主党ののぼり旗）
- 資料14 「おだかつひさPRESS 46号」
- 資料15 「早春のつどい」の案内
- 資料16 「早春のつどい」の参加確認ハガキ
- 資料17 織田議員のサポーター募集ハガキ
- 資料18 写真（「おだかつひさPRESS 46号」の同封物）
- 資料19 写真（株式会社北斗）

以上

令和2年6月9日に請求人から川崎市職員措置請求書補正書が提出された。

住民監査請求追加資料

川崎市監査委員殿

2020（令和2）年6月17日

請求人

住所 〒210-8544

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2

ソシオ砂子ビル7階 川崎合同法律事務所内

電話 044-211-0121

FAX 044-211-0123

氏名 かわさき市民オンブズマン

代表幹事 川口 洋一

同 篠原 義仁

1 意見陳述

請求人は、2020年6月12日に意見陳述を行い、2020年5月29日提出の住民監査請求について意見を述べた。

請求人が述べた意見の要点は添付の資料20にまとめた。

また、監査委員から、資料8の原本をコピーした物（資料21）および、株式会社北斗の法人登記簿（資料22）を提出するように指示を受けたのでそれを提出する。

2 みらい会派関連

みらい会派に対する請求に関して、織田議員が「おだかつひさ PRESS 46号」を送付する際に使った封筒の写真が不鮮明だったため、封筒の原本をカラーコピーした物を追加で提出する（資料23）。

また、織田議員の事務所においては、「後援会事務所」との表記を目隠ししていたのでその写真を提出する（資料24、資料25）

3 三宅議員関係

三宅議員に対する請求に関して、三宅議員のアクトブレインコーポレーションに対する支払いは高額過ぎるため、他の業者（三宅議員の自宅近くの業者と他の議員が使用している業者）に同内容の見積もりを依頼した。

平成31年3月5日付けアクトブレインコーポレーションの議会報告編集制作費タブロイド4頁2つ折り52000部では75万3000円だった物が、他の業者では、26万6200円（資料26）、25万8900円（資料27）と約3分の1の見積もりとなった。相見積もりの印刷費用で3倍もの差がつくのは驚くべきことであり、それが印刷会社として実態がつかめないアクトブレインコーポレーションが高いとなると、水増し請求等の不正の存在を疑わざるを得ず、三宅議員には強い説明責任が生じると言わなければならない。

また、申請者の会員が、アクトブレインコーポレーションに問い合わせた結果、キャッシュバック等の便宜供与についての説明を受けており、アクトブレインコーポレーション自体には印刷等をする能力はなく、他の業者に再委託するようである。そうであれば、政務活動費が少なくともいわずゆるまるなげによりムダに使われており、違法行為も辞さないような業者を使用することについてさらに深い疑惑を抱かざるを得ない。

このアクトブレインコーポレーションおよび、三宅議員、その関係先との会話の要点の抜き書き（資料 28）と内容を取めた音声データ（資料 29）を提出する。

添付資料

資料 20 意見陳述の要点

資料 21 登記事項証明書交付申請書（原本カラーコピー）

資料 22 株式会社北斗 法人登記簿

資料 23 封筒「議会報告および 2019 年「早春のつどい」ご案内 在中」

資料 24 織田議員事務所で後援会事務所との表記が目隠しされている様子

資料 25 織田議員事務所で後援会事務所との表記が目隠しされている様子

資料 26 見積書

資料 27 お見積もり書

資料 28 音声データ要点抜き書き

資料 29 録音音声データ提出用 CD-R

以上

請求人の陳述録

まず、川崎市職員措置請求書の概要をお話しの上、若干の補足をさせていただきます。請求の内容としましては、大きく分けて4点になります。

まず1点目、青木功雄議員の政務活動費 153 万円の返還を求める内容です。これは、青木功雄議員が、平成 30 年度に広報・広聴費として倉持印刷社というところに出した 104 万 1,012 円の質疑応答集の作成費用及びそのポスティング費用 49 万 1,400 円の政務活動費の支出に関してのものです。この内容につきましては、資料を既にお出ししていますように、資料の3になるんですが、青木功雄議員が議員になられて 10 年目の節目に作った質疑応答集というものの発行が、これが目的に照らして政務活動費にそぐわないのではないかとという点になります。政務活動費は、そもそも政務活動、その年度ごとの政務活動のために支出を許されたものでありまして、その質疑応答集は、その中身からして、青木功雄議員の活動 10 周年を記念したものであり、その活動内容の 10 年間の功績をまとめ、宣伝をするために作られたものであることは、その内容からして明らかであります。これは、青木功雄議員の個人の宣伝であり、議会活動の報告という目的でなされたものではないというふうに見られますので、政務活動費としての支出がそもそも許されないものであります。

また、補足としましては、政務活動費は、政務活動の年度ごとに支出されるものでありまして、過去の議会の状況を質疑を広報するというのは、現在の任期中の活動に関連するものならともかく、そうでないものについては関連性を失うものでありますから、その期間においても 10 年分の質疑応答集というものは関係のない部分を含んでおり、その部分においても政務活動費としての支出は許されないという点になります。

あと、2点目が、三宅隆介議員に対するものですが、ちょっと順番を変えまして、先にみらい会派に対するものについて御説明します。

みらい会派に対する政務活動費の返還請求の内容は、113 万 3,045 円の返還を求める内容になっておりますが、これは織田勝久議員の使われている事務所に関連する事務費と事務所費の合計でございます。織田勝久議員の事務所の費用に関しましては、事務所の各月ごとの利用時間を記録し、若干月ごとでずればあるんですけども、おおむね 90%超を政務活動費として支出しているということになります。これは、使用時間での按分だというふうになっておりますが、この使用時間というものが全く客観的に判断できるというものではありませんので、その使用時間の表だけでは、我々としては不十分だというふうに考えております。

どのように判断するのかということになりますと、政務活動費の運用指針では、事務所としての実態について使用実績、看板、表札等の外観、常勤職員の有無等、総合的に考慮して判断するとありますので、この場合も、使用目的も事務所の外観等を考慮して判断すべきだと考えております。

それに基づいて考えますと、今回、織田議員の事務所については、「おだかつカフェ」と書いた大きな看板があり、そのほかにも、「川崎市議会議員おだかつひさ事務所」と書いた看板や、「ボーイスカウト入団申込所」という表示、また、立憲民主党所属の国会議員の名前と写真の書いたポスター、また、立憲民主党ののぼり旗などが事務所の周りに存在しております。これらを総合して客観的に見れば、織田議員の後援会（選挙）事務所及び立憲民主党の活動拠点、ボーイスカウトの事務所を兼ねているということが見られます。したがって、この中で織田議員が仮に政務活動を行っていたとしても、この事務所は後援会活動、政党活動、もしくはその他の活動についても利用されていることは全体から見て明らかであり、按分比においては4分の3は別用途ということで、4分の1以外の支出は違法であるというふうに考えております。

あと、三宅隆介議員と野田雅之議員については、政務活動費 392 万 9,672 円と 119 万 4,480 円の返還を請求する内容になっております。いずれも印刷費と、それに関連する費用となっております。それぞれ中身については我々の調査でははっきりと分からないものでしたが、いずれも発注先がどのような会社であるのかということについて、我々のほうで調査をさせていただきました。

三宅隆介議員については、後ほど詳しく説明があると思いますが、アクトブレインコーポレーションという会社に対し 392 万 9,672 円とかなり多額の政務活動費を支出しておりますが、その会社について我々のほうの調査では存在を確認できなかったと。また、その会社が所在先とされているところに赴きましたが、その会社の存在を現地である会社等にも確認しましたが、存在が見受けられなかった。この後、我々の調査の後で電話をしたらつながったという話も頂いておりますが、その会社自体は実態は依然としてつかめないという状況になっております。

もう一人の野田議員につきましては、これも場所に行きましたが、一見して普通の住宅であり、郵便

受けのところに会社の名前、株式会社北斗と書いてあるだけでして、とても印刷会社であるというのは一般的には判別できないような状況でした。

広報・広聴費については、政務活動費の運用指針の 18 ページにも、作成業務の委託について特別に条項を求めています。作成業務の委託は、委託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結し、成果物は会派または議員において保管することとされております。これは、過去に印刷物に関する政務活動費、政務調査費の不正支出が実態的に多く、その内容は、過去に架空支出や水増し支出、挙げ句には、印刷費の水増しを伴う議員に対するキャッシュバックなど、ほかの市町村でも問題になった例は多数ございます。このようなことを前提として、この政務活動費の運用指針というものがつくられておまして、印刷費は、その内容や印刷数が多岐にわたるため、できた印刷物を第三者が検品するなどしなければ、適正に支出がされているかどうかの確認は後から行うのは困難であります。そういう特性がありますので、特に懇意にしている業者を使う場合は、印刷数や単価などが領収書等を作ってしまうと、あえて邪推を申し上げれば、いかようにしてもできるようなことが可能な状況になっております。架空支出等の疑念を排除できないのでありますから、それを適正性、透明性を確保するためには、利用する業者の選定自体を透明化する必要があり、客観的に広く印刷業者が行った信用性の高い業者の選定するなどしなければ、今申し上げたような、我々としてはたどり着けないような業者に頼んでいること自体が不透明な支出だというふうに断定できます。これによって、この支出自体が不当、違法なものとして我々としては考えておりますので、返還を求めたいという内容になっております。

また、織田議員と三宅議員についての補足をさせていただきます。

まず織田議員ですが、封筒の件です。封筒の中身は 4 枚中、政務活動費のチラシとして、議会報告チラシが 1 枚、それ以外は全部、選挙活動や後援会活動のチラシやはがきでした。けれど、織田議員の収支報告書には記載内容 100%、政務活動の対象としており、全額政務活動費から支出しています。私のほうで議会事務局の担当者に確認したところ、封筒を見せてもらったけど、全額支出に問題はなかったという返答があったんですよ。しかし、封筒には赤字で、「議会報告および早春のつどいご案内在中」と書かれておまして、政務活動以外の項目が記載されているので、誰が見ても後援会活動のチラシが同封されているのが分かります。となると、2 つのどちらかが考えられるんです。1 つは、誰が見ても後援会活動の案内が分かる封筒を見逃すほどずさんな議会事務局のチェック体制、2 つ目は、織田議員が実際に選挙区内で送った封筒と違う封筒を故意的に議会事務局に提出した、そのどちらしかないんですね。その点について今回の監査でまず明らかにしてください。資料 18 に写真がありまして、その封筒の様子と内容物、それぞれの 1 枚 1 枚印刷したものが、一番最後ですね。赤字で書かれていると思うんですよ。赤字の文字ですね。ここに赤字で書かれているんですけど、封筒の下に。ここに赤字で書かれているので、これをまず見逃すはずないと思うんですよ。議会事務局がちゃんとチェックしていれば。となると、織田議員が実際に送った封筒と違う封筒を故意的に提出したのかなと思ったので、これ、どちらかを明らかにしてほしいです。まず。

もう一つ、事務所の件です。織田議員の事務所なんですけど、私、そこにも行きました。政務活動以外の選挙活動や後援会、その他で使用していれば、その割合により按分するべきとされています。しかし、織田議員は毎月、賃料や光熱費の 98% は政務活動費へ、政務活動で使用する事務と申告して、2% ぐらいしか自己負担していません。私のほうで 4 月 9 日に所在地に行きました。スタッフに直接聞きました。ここはどんな事務所なのか聞きました。すると、ここは織田勝久の後援会事務所、織田勝久がボーイスカウトの 54 団の団員をやっているの、ボーイスカウトの入団申込所もしますということをしている。後援会の加入は、ここで住所、氏名を頂くだけで入会できるとおっしゃっています。すなわち所在地のスタッフでさえも後援会事務所と認識しています。この事務所は、客観的に市民から見ても、後援会事務所の看板が複数あるので、後援会事務所と認識します。また、私のほうで、近隣の方に話を聞きました。5 年以上前からこの後援会事務所の看板があると言っています。ということは、5 年前からも 98% の按分されているんです。織田議員は、道義的に考えると、さかのぼって、自主的に返還すべきだと思います。

次、三宅議員の件です。アクトブレインコーポレーションという会社なんですけど、こちら、流通産業協同組合の中に事務所があるということをおされておまして、以前は KN 銀座ビルの 5 階にございました。しかし、かなり前にビル名も銀座東洋ビルに変わって流通産業協同組合も 7 階に移動されています。しかし、アクトブレインの請求書は、いまだ古いビル名で、5 階の流通産業協同組合になっており、常識的に考えて、流通産業協同組合の中にアクトブレインの実態が本当にあるなら、請求書の住所変更を忘れることはあり得ないと思いますね。なぜなら、そこには別の会社が入っているわけですから。実際、僕が行っても別の会社が入っていますから。その請求先には、

あと、私のほうで、請求書に書いてある電話番号に直接電話しました。そしたら、アクトブレインを名乗っていません。名乗ったのは、●●●●という会社を名乗りました。請求書のファクス番号もアクトと別の会社が使用しています。流通産業協同組合に働いている職員の方に確認したところ、アクトブレインなんて会社は入っていないと、複数の証言も頂いています。アクトブレインは、私が調べた限り、社員もバイトもゼロ、一人社長が名乗っている会社でした。その一人社長は、以前、議員やブローカーと共謀して、法外な手数料を取って逮捕されています。それはウィキペディアに載っていて、三宅議員もそのことを知っていました。私、これ、全部録音しているんですけど、録音の一部をまず話しますね。

このアクトブレインの一人社長とやり取りをずっとやっているんです。僕のほうで。その内容も後でお話します。

まず、5月26日に、この流通産業協同組合に電話したところ、アクトブレインコーポレーションさんの関係者、おりますかと聞いたんですけど、すみません、そのような会社、知りませんと言われました。なので、6月1日、月曜日に、朝9時15分、僕、現地の流通産業協同組合まで行って、直接調べました。そしたら、ここのビルには一切、このアクトブレインの看板はありません。7階の流通産業協同組合に入っているということですから、7階にも行って、7階に行きまして、会社は流通産業協同組合さんしかないですよと職員さんに聞きました。そしたら、はいと答えています。アクトブレインコーポレーションは聞いたことありますかと聞いたら、えーっと、前に取引があった会社だと聞いたことがあるんですが、うちではないですと答えしています。僕のほうで、アクトブレインコーポレーションが分かる方、いませんかと聞いたら、確認してみます。社内にいる人たちに確認してもらい、4分後に、分かる人がいなくてと言われました。じゃ、流通産業協同組合の中にアクトブレイン、入っていないんですねと聞いたところ、即答で、入っていないですと答えています。私、こっちの勘違いですかねと聞いたところ、先日、電話がかかってきて、アクトブレインの連絡先を調べてほしいと言われたんですよ、分かる人に聞いたら、前に取引があった、うちの会員か何かだったみたいなんですけど、今はもうよく分からないですと言われていました。

その後、僕、5分後に、6月1日、9時半ごろ、アクトブレインの社長に直接電話しました。会社は一体どこにあるんですか、そうすると、この方は、御指定のところに行くんですけど言っています。会社の場所はないんですかと聞いたところ、いやあ、会社は一応これから行くんですけど、流通産業協同組合って中に置いてあります。僕、先ほど言って、みんな、ないと、スタッフが言っているところですよ。いまだにそんなことを言っています。じゃ、打合せ、そこで行うということですよねと言ったら、いやあ、それはメールでやり取りしますと言いますね。アクトブレインコーポレーションは一人でやっているんですかと聞いたところ、そうです、そうです、はい、はいと、一人でやられているんです、これは。以上のことから、アクトブレインの実態は大変不透明で、委託先に対する支出が全く不透明な支出なので、支出自体が違法だと私は思っています。

まだ補足でいいですか。アクトブレインコーポレーションの請求額が異常に高いんですね。金額が同じ内容で比較してしまっていて、例えば印刷代と編集費で5万2,000部、同じサイズで75万3,000円で来ているんです。アクトブレインコーポレーションは、この三宅議員の事務所近くの印刷会社に見積りを取りました。全く同じ内容で。そしたら、25万8,900円です。ほかにも議員さんが使っている印刷会社を聞いて、僕、そこにも同じ内容で見積りを出しました。そしたら、そこは24万2000円です。お分かりのように3倍の金額を取っているんですね。アクトブレインさんて。同じ内容ですよ、全く。印刷会社の社長さんに、三宅議員の議会報告書を数枚見てもらったんですよ。デザインのフォーマットや配置は全て同じで、毎回組替え作業をしているだけなので、クライアントからの内容を入れるだけなので、2回目からは簡単にもっと安い金額でできますよとも言われました。

なぜ請求額が高いのは、僕のほうで請求の金額とか、操作しているんじゃないかと、この一人社長はしているんじゃないかと疑いがあったので、直接また電話しました。6月2日、火曜日、9時45分に。僕、直接、アクトブレインは、実際のかかった金額より高い領収書は書けるんですかと聞きました。もちろんそれはいろいろやりますよ、あと、どういう使い方をするかによって業者一つ挟んだほうがいい、それだと直にできて、うちは●●●●から取るわけですと聞きました。●●●●というのは、先ほどアクトブレインに電話したときに名乗った会社です。アクトブレインだと不正ができて、●●●●だとできないということですかと聞きました。うちの●●●●を使ったほうがいいのかも分からないですね。うちもそこがメインで、そこで操作するとか、いろいろやっているんですよと言いました。その中で金額をこのぐらい残したい、キックバックとか、いろいろあるじゃないですか、そのときにこのアクトブレインコーポレーションを経由するんですけど、そんなことも聞きました。全部録音しています。アクト

トブレインを使うときは、キックバックするというのを、このアクトブレインの社長はおっしゃっています。

私、アクトブレインコーポレーションを使ったメリット、あるんですかと聞いたところ、まず、どのぐらいか決めなきゃいけないじゃないですか、そうすると、うちに金額が入ってくるんですね。それを取っていくわけですよ。今度はおたくからもう一度アクトブレインコーポレーションに請求を出してもらって、うちが払えということですよと言われました。ちょっと分かりづらいんですが、アクトブレインコーポレーションを使うとプラスになるんですかと聞きました。なるじゃないですか、例えば今回、100万円にするでしょう、20万円残したいなら、その20万円はうちに当然入ってくるわけですよ、うちは30万円入れて50万円もらう形になるんです、そうすると、うちは20万円というプラスは余分なので、そっちに現金で払う、キックバックするわけです、だから、何社か絡ますというのが非常によいわけですよとこの一人社長はおっしゃっていました。

この会話からも分かるように、この会社にはまず価格設定など存在しません。一度もお会いしたことのない私に対しても、現金、キックバックの話を持ちかけます。自身がプロデューサーをしている広告代理店も間に入れて絡ませているため、高額になっていると思われる。こんな不明朗な会計処理しているわけですから、監査委員と川崎市のほうで事実を調べてください。

あと、先ほど●●●●という会社も、私のほうで何度も申し上げているんですけど、なぜ三宅議員の請求書先は●●●●でなくアクトブレインなのかということなんですね。三宅議員は、平成26年度にはアクトブレインだけに480万円支払っているんです。政務活動費540万円のうち。支出割合でいくと90%です。その後も400万ほど前後ずっと払い続けています。三宅議員いわく、2期目から使っていると言われていましたので、10年以上、この会社を使っているんですね。先ほど●●●●という会社を言いましたけれども、●●●●も金額が少し高いんですが、お願いしている議員は確かにいるんですよ。ほかの東京都のほうで、●●●●の議会レポートなどを広告代理している議員さんに請求書の内訳を見せてもらって比較しました。アクトブレインと●●●●を。すると、アクトブレインで三宅さんが46万5,000円払っていて、印刷の枚数が6,000枚でした。タブロイドサイズで。●●●●の見た場合ですと、それより9万円安くて37万4,300円払っていて、チラシの枚数を聞いたら15万7,000枚でした。9万円安くて26倍の枚数、配っています。サイズは少しだけ小さいA4なんですけど、そのぐらいの差があるんですね。三宅さんも実は●●●●という会社は、以前ずっと使っていたんですよ。10年、15年前に。私はアクトブレインの社長本人からキックバックするときにはアクトブレインを経由するとはっきり言われました。なぜ三宅議員の請求先は全てアクトブレインなのか、疑問で不思議でしょうがないです。アクトブレインと●●●●は同一人物が実権を握っています。それはこの●●●●という者なんですけど、電話回答でも自分で認めています。三宅議員が15年前に●●●●を直接使っていたのに、なぜアクトブレインを経由することになったのか、明確な究明をする必要があると思います。

アクトブレインの請求先には、看板や事務所の実態もありません。所在地の流通産業協同組合の複数のスタッフでさえ、この会社は知らないと言っています。同じ内容の印刷代も複数比較して約3倍の料金でした。一度もお会いしたことのない人に対しても違法行為を持ちかけます。三宅議員は、この会社の一人社長が過去に逮捕されていることも知っているんですが、下積み時代にお世話になった先輩秘書で、20年以上の親交があるとも認めています。市民の税金である政務活動費の支出先としてこの会社を選定していることに市民が納得できる説明を三宅議員に求めるように監査委員会、川崎市として職責を果たしてもらいたいです。

三宅議員と話した内容のテープもあります。それも全部、三宅議員と話した内容もテープ全て残っています。

ともあれ、我々、全国のオンブズマンが政務活動費時代から政務調査費に名称が変わっても、やや使い道が広がったわけですけども、ずっと長年追求してきていて、我々も数年前からやったんですが、6月の資料をやった直後に議会事務局へ行って見て、本格的に見たのは去年の分と今年なんですけど、物すごい膨大な資料があって、議員の数、会派の数、ありますから、物すごく膨大で、全部コピー取って細かく分析すればいいんですけども、とてもそんなのは費用だけでも膨大で、できない。しょうがないので、我々が、去年度についてはみんなで幹事全員で行ったんですが、問題意識を共有するだけ。今年度についてはどういう切り口でやろうかなということで、直感的にその場でいて問題だなと思った部分だけ実は写真で撮りまして、全部のコピーなど、10万、20万かかってしまいますから、直感的におかしいなと複数の者が感じたものについて絞って一部情報公開請求をした部分と、写真をそのまま証拠で出した部分を照合して行って、ようやくこれに行き着いたと。かなりグレーな部分もあると思いますが、膨大過ぎて解析できたのは実はここまでと。率直に言うと、電磁記録でもって全部やっている地方自治

体あるわけですから、川崎市もそれを公開してくれればもっと全面的な解明が私たちは進むと思っています。これを機会にそうした形でもって政務活動費の透明化が進むことが望ましいというふうに思っています。そのきっかけになればということで、今日の監査請求に至ったということです。

全面的にやっぱり資料開示がこれをきっかけにして、補足意見でもいいですから、監査委員会のほうでやってもらえれば非常に不透明な政務活動費の使い道についてもっともっと解明が進むと。電磁記録による情報公開が必要だろうというふうに思っています。

政務活動費に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 100 条

1 から 13 省略

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

17 以降 省略

2 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年条例第 11 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（会派及び議員の責務）

第 2 条 会派（所属議員が 1 人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。

（交付の対象及び額）

第 3 条 政務活動費は、議長に結成の届出があった会派及び当該会派の議員（次項の規定により 50,000 円の額を選択した会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

2 会派に対する政務活動費の月額額は、450,000 円又は 50,000 円のうちから各会派が選択した額に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

3 交付対象議員に対する政務活動費の月額額は、400,000 円とする。

4 第 2 項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。

（交付の方法）

第 4 条 政務活動費は、規則で定める政務活動費の交付日（以下「交付日」という。）における会派及び交付対象議員に対して交付するものとする。

2 前条第 2 項の所属議員数は、交付日における各会派の所属議員数とする。

3 各会派の所属議員数の算定については、同一議員につき重複して行うことができない。

4 交付日において次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該交付日の属する月分の政務活動費については、当該事由が生じなかったものとみなす。

（1）議員の任期満了

（2）議会の解散

（3）議員の辞職、失職、死亡又は除名

（4）議員の所属会派からの脱会又は除名

（5）会派の解散

（6）議員の会派への加入

5 新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第 1 項の規定による申請があった場合で、当該申請のあった日が、その日の属する月の交付日前であるときは当該月分の政務活動費から、当該交付日以後であるときは当該月の翌月分の政務活動費から交付する。

6 一般選挙が行われたため、新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第 1 項の規定による申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該申請のあった日の属する月分の政務活動費から交付する。ただし、当該月分として、既に政務活動費が交付されている場合は、この限りでない。

(交付の申請及び決定)

第5条 会派の代表者（所属議員が1人である場合にあつては、当該議員をいう。以下同じ。）及び交付対象議員は、その年度における政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 会派の代表者及び交付対象議員は、前条第1項の規定により申請した事項について変更があつたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を市長に届け出なければならない。

(増額の申請及び決定)

第7条 前条の場合において、会派の所属議員の数の増加に伴い、政務活動費の増額の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者に通知しなければならない。

(減額等の決定及び通知)

第8条 市長は、第4条第4項第1号、第2号若しくは第5号に該当する事由が生じたとき、又は第6条の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る変更が第4条第4項第3号若しくは第4号のいずれかに該当するときは、政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないこととすることができる。この場合において、所属議員が1人である会派の当該所属議員が同項第3号に該当したときは、同項第5号に該当するものとみなす。

2 市長は、前項の規定により政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないことを決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。ただし、第4条第4項第1号、第2号又は第5号に該当する場合で、交付しないこととしたときは、この限りでない。

(経理責任者の設置等)

第9条 政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。ただし、所属議員が1人である場合は、当該議員がその職務を行うものとする。

2 交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第10条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う政務活動（調査研究、研修、広報、広聴（市民相談を含む。）、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。次項において同じ。）に資するため必要な経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができるものとする。

(収入及び支出の報告等)

第11条 会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、前年度の交付に係る政務活動費の収入及び支出についての報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 前項の規定により収支報告書を提出する場合においては、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定による収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）の提出があつたときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

(剰余金の返還)

第12条 会派の代表者及び交付対象議員は、交付された政務活動費に剰余金が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に返還しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第13条 市長は、会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定め違反したものであると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則で定めるところにより、その旨を会派の代表者又は交付対象議員に通知するものとする。

(政務活動費の返還命令)

第14条 市長は前条の規定により、政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、規則で定めるところにより、会派の代表者又は交付対象議員に期限を定めて、既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第15条 議長は、第11条第1項及び第2項の規定により収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報（川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第8条に規定する不開示情報をいう。）が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない。この場合において、当該収支報告書等の写しの請求があったときは、その写しを交付しなければならない。

2 前項の規定による収支報告書等の閲覧に係る手数料は、無料とする。

3 第1項の規定による収支報告書等の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、その写しを請求する者の負担とする。

4 第1項の規定により収支報告書等を閲覧し、又はその写しの交付を受けた者は、それによって得た情報を適正に用いなければならない。

(準用)

第16条 第11条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第11条第1項中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「前年度」とあるのは「会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった年度」と、「毎年4月30日までに」とあるのは「速やかに」と、第12条、第13条及び第14条の規定中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

別表（第10条関係）

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等

4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6 資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7 人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8 事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9 事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

3 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成 13 年規則第 16 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（交付日）

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める交付日は毎月 10 日とする。ただし、その日が川崎市の休日（平成元年川崎市条例第 16 号）第 1 条第 1 項に掲げる市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の前日を交付日とする。

2 条例第 4 条第 6 項（ただし書を除く。）の規定により政務活動費を交付する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、市長が指定する日を交付日とする。

（政務活動費交付申請書及び政務活動費交付決定通知書）

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定による申請は、政務活動費交付申請書（会派用）（第 1 号様式）又は政務活動費交付申請書（交付対象議員用）（第 1 号様式の 2）によるものとする。

2 条例第 5 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第 2 号様式）によるものとする。

（政務活動費交付申請事項変更届）

第 5 条 条例第 6 条の規定による届出は、政務活動費交付申請事項変更届（会派用）（第 3 号様式）又は政務活動費交付申請事項変更届（交付対象議員用）（第 3 号様式の 2）によるものとする。

（政務活動費増額交付申請書及び政務活動費増額交付決定通知書）

第 6 条 条例第 7 条第 1 項の規定による申請は、政務活動費増額交付申請書（第 4 号様式）によるものとする。

2 条例第 7 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費増額交付決定通知書（第 5 号様式）によるものとする。

（政務活動費減額等決定通知書）

第 7 条 条例第 8 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費減額等決定通知書（第 6 号様式）によるものとする。

（請求書の提出）

第8条 会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、当該月分の政務活動費について、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号。以下「金銭会計規則」という。）第82条の規定により請求書を提出しなければならない。

（支出の手続及び書類の保存期間）

第9条 条例第10条に規定する経費の支出は、会派にあっては会派の代表者の決定を経て経理責任者が処理し、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が処理するものとする。

2 経理責任者及び交付対象議員は、経費を支出したときは、領収書その他の支出を確認する書類（以下「支出確認書類」という。）を徴しなければならない。この場合において、支出確認書類を徴することができないときは、会派にあっては会派の代表者、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が作成する支払証明書（以下「支払証明書」という。）をもってこれに代えることができる。

3 経理責任者及び交付対象議員は、毎年度、会計帳簿を調製し、前項に規定する支出確認書類及び支払証明書を整理した上、これらを収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（政務活動費収支報告書）

第10条 条例第11条第1項の規定による収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書（会派用）（第7号様式）又は政務活動費収支報告書（交付対象議員用）（第7号様式の2）によるものとする。

（剰余金の返還）

第11条 条例第12条の規定による剰余金の返還は、市長の発行する納付書により、速やかに行うものとする。

（交付の決定の取消通知）

第12条 条例第13条の規定により政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、取消し内容及び理由を記載した書面により通知するものとする。

（返還命令）

第13条 条例第14条の規定による返還命令は、返還の期限その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 条例第14条の規定による政務活動費の返還は、金銭会計規則第52条又は第60条の規定により行うものとする。

（収支報告書等の閲覧等）

第14条 条例第15条第1項の規定による収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会局において休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで行うものとする。

2 前項の収支報告書等を閲覧する者は、当該収支報告書等を汚損し、又は破損することがないようにしなければならない。

3 条例第15条第3項に規定する収支報告書等の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。

（準用）

第15条 第9条第3項及び第10条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が退職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第9条第3項中「経理責任者」とあるのは「経理責任者であった者（所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。